

駐 労 規 第 1 2 号

改正	平成14年11月29日駐労規第44号	平成27年3月30日駐労規第7号
	平成15年5月22日駐労規第11号	平成27年6月30日駐労規第15号
	平成15年10月30日駐労規第14号	平成28年3月3日駐労規第2号
	平成16年3月31日駐労規第4号	平成28年12月5日駐労規第11号
	平成16年4月28日駐労規第8号	平成29年1月26日駐労規第1号
	平成16年10月28日駐労規第10号	平成29年9月29日駐労規第10号
	平成17年11月28日駐労規第8号	平成29年12月15日駐労規第13号
	平成18年3月31日駐労規第10号	平成30年3月30日駐労規第3号
	平成19年3月29日駐労規第2号	平成30年12月12日駐労規第12号
	平成19年3月30日駐労規第4号	平成31年3月28日駐労規第3号
	平成19年11月30日駐労規第16号	令和元年12月9日駐労規第2号
	平成20年2月12日駐労規第2号	令和2年3月31日駐労規第7号
	平成20年3月25日駐労規第4号	令和2年12月1日駐労規第17号
	平成20年3月31日駐労規第7号	令和2年12月1日駐労規第18号
	平成21年3月31日駐労規第10号	令和4年 3月28日駐労規第8号
	平成21年6月1日駐労規第12号	令和4年5月31日駐労規第11号
	平成21年7月31日駐労規第13号	令和4年8月30日駐労規第14号
	平成21年12月1日駐労規第15号	令和4年9月16日駐労規第16号
	平成22年3月26日駐労規第7号	令和4年9月30日駐労規第20号
	平成22年6月1日駐労規第9号	令和4年11月29日駐労規第23号
	平成22年12月1日駐労規第14号	令和5年3月29日駐労規第4号
	平成23年2月10日駐労規第3号	令和5年11月30日駐労規第6号
	平成23年3月28日駐労規第5号	令和6年3月19日駐労規第2号
	平成24年3月1日駐労規第4号	令和7年1月15日駐労規第2号
	平成25年3月8日駐労規第2号	令和7年3月27日駐労規第5号
	平成25年3月26日駐労規第3号	令和7年7月18日駐労規第11号
	平成25年12月3日駐労規第7号	令和7年9月30日駐労規第12号
	平成26年2月27日駐労規第1号	
	平成26年3月24日駐労規第4号	
	平成26年12月8日駐労規第9号	

57条第2項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則を次のように定める。

平成14年4月1日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

栗 威之

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 俸給（第6条－第46条）

第3章 諸手当等

第1節 俸給の特別調整額（第47条）

第2節 扶養手当（第48条－第50条）

第3節 地域手当（第51条－第53条）

第4節 住居手当（第54条－第56条）

第5節 通勤手当（第57条－第59条）

第6節 単身赴任手当（第60条－第62条）

第7節 在宅勤務等手当（第62条の2－第62条の4）

第 8 節 広域異動手当（第 6 3 条）

第 9 節 給与の減額（第 6 4 条）

第 1 0 節 超過勤務手当等（第 6 5 条－第 6 8 条）

第 1 1 節 管理職員特別勤務手当（第 6 9 条）

第 1 2 節 期末手当及び勤勉手当（第 7 0 条－第 7
3 条）

第 1 3 節 寒冷地手当（第 7 4 条－第 7 7 条）

第 1 4 節 第 1 4 節 特定の職員についての適用除外
（第 7 8 条）

第 4 章 休職者の給与（第 7 9 条）

第 5 章 育児休業等職員の給与（第 8 0 条・第 8 0 条
の 2）

第 6 章 自己啓発等休業職員の給与（第 8 1 条）

第 7 章 配偶者同行休業職員の給与（第 8 2 条）

第 8 章 給与簿（第 8 3 条－第 8 5 条）

第 9 章 雑則（第 8 6 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の職員（常時勤務を要しない職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用試験 人事院規則8－18（採用試験）の規定による試験をいう。
- (2) 総合職（院卒） 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）をいう。
- (3) 総合職（大卒） 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）をいう。
- (4) 一般職（大卒） 国家公務員採用一般職試験（大

卒程度試験）をいう。

(5) 一般職（高卒） 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））をいう。

(6) I 種 国家公務員採用 I 種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(7) II 種 国家公務員採用 II 種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(8) III 種 国家公務員採用 III 種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(9) A 種 国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(10) B 種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(11) 昇格 職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。

(12) 降格 職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。

(13) 祝日法による休日等 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成14年駐労規第11号。以下「勤務時間規則」という。）第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間規則第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。

(14) 年末年始の休日等 勤務時間規則第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間規則第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。

(15) 事務所 機構の主たる事務所（以下「本部」という。）及び従たる事務所（以下「支部」という。）並びにこれらに置かれる分室その他これに類するものをいう。

(16) 正規の勤務時間 勤務時間規則第7条に規定する

正規の勤務時間をいう。

- (17) 一般職給与法適用者等 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員（行政執行法人（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）の役員を除く。以下同じ。）その他理事長がこれらに準ずると認める者をいう。

（給与の支払）

第3条 この規則に基づく給与は、法律により特に認められた場合又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき締結された協定による場合を除き、その全額を、現金で、直接職員に支払わなければならない。

2 いかなる給与も、この規則に基づかずに職員に対して支払い、又は支給してはならない。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の振込)

第4条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長（以下「理事長」という。）は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の2の規定に基づく賃金の支払方法について締結した協定に基づき、職員に対する給与をその者の預金又は貯金への振込み（第85条第5項において「振込」という。）の方法によって支払うことができる。

(職員の給与)

第5条 職員の受ける給与は、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

第2章 俸給

(俸給)

第6条 職員の受ける俸給は、別表第1に定める俸給表（以下「俸給表」という。）による。

(級別標準職務表)

第7条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別標準職務表に定めるとおりとする。

第8条から第12条まで 削除

(新たに職員となった者の職務の級)

第13条 新たに職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。ただし、職務の級9級、8級及び7級にあっては、一般職給与法別表第1イ行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮する。

2 前項の場合において、新たに職員となった者の職務の級を、その者が新たに職員となった日において別表第3に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)の試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第1項第2号に掲げ

る職員にあっては、最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第23条第3項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては理事長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き一般職給与法適用者等になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、当該者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するもの

とする。

(新たに職員となった者の号俸)

第 1 4 条 新たに職員となった者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号俸

ア 前条の規定により決定された職務の級の号俸が
初任給基準表に定められている職員 当該号俸

イ 前条の規定により決定された職務の級の号俸が
初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に
第 2 6 条第 1 項又は第 2 7 条の 2 第 1 項の規定により得られる号俸

(2) 初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その

者の属する職務の級の最低の号俸とする。

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第16条から第21条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第15条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて一般職給与法適用者等となり、引き続き当該者として勤務した後、引き続いて職員となった者

- 3 初任給基準表の適用を受ける職員となった者のうち、

その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

- 4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、別表第4に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第16条 新たに職員となった者のうち、初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、初任給基準表の初任給欄に定める号俸に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資

格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げる初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数（次条第2項において「加算数」という。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができる。

博士課程修了		21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12

高 校 2 卒	1 1
備考 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。 2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める数をもって、同欄に掲げる数とする。	

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学6卒」の区分、「総合職（大卒）」及び「一般職（大卒）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号俸)

第 17 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第 14 条第 1 項の規定による号俸（前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を 12 月（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（第 2 号又は第 4 号に掲げる者で理事長の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18 月）で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第 8 の 3 に定める 7 級以下職員昇給号俸数表の C 欄の上段に掲げる号俸数（その職務の級が 8 級以上である職員にあつては、別表第 8 の 4 に定

める 8 級以上職員昇給号俸数表の C 欄に掲げる号俸数) を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸 (理事長の定める者にあつては、当該号俸の数に 3 を超えない範囲内で理事長の定める数を加えて得た数を号数とする号俸) とすることができる。

- (1) 第 15 条第 2 項第 1 号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又は初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「総合職 (院卒)」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学 6 卒」の区分、「総合職 (大卒)」及び「一般職 (大卒)」にあつては「大学卒」の区分、「一般職 (高卒)」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格 (前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格) を取得した時以後の経験年数
- (2) 第 15 条第 2 項第 2 号に掲げる者 その者の最短昇格期間を超える経験年数 (第 16 条第 1 項の規定

の適用を受ける者で基準号俸が職務の級の最低号俸以外の号俸であるものにあつては、同項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数)

- (3) 第15条第3項の規定の適用を受ける者 その者の最短昇格期間を超える経験年数（基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。）以外の号俸である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格（例えば、初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格が該当するものとする。）（第16条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した

時以後の経験年数)

(4) 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。）であるものの その者の最短昇格期間を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

(経験年数)

第 17 条の 2 第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）

は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第 5 に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数（1 月未満の端数が生じたときは、その端数を合算するものとし、なお 1 月未満の端数が生じたときは、これを 1 月に切り上げる。）とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあっては、

初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、
「総合職（院卒）」にあっては「修士課程修了」、
「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の区分、
「総合職（大卒）」及び「一般職（大卒）」にあっては
「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」にあっては
「高校卒」の区分とする。）に対して別表第6に定める
経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定め
られている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際
して用いられるものに限る。）を有する者については、
同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減
した年数をもって、その者の経験年数とする。この場
合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴
免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、
学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸）

第18条 第16条又は第17条の規定による号俸が、
初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下
位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）

を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号俸）

第 19 条 一般職給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号俸について、第 17 条又は前条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長が定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

（特殊の職に採用する場合の号俸）

第 20 条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号俸の決定について第 17 条又は第 18 条の規定による場合にはその採用

が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して理事長が定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

（特定の職員についての号俸）

第 2 1 条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を 9 級、8 級又は 7 級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第 1 7 条から前条までの規定に準じてその者の号俸を決定することができる。

（定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額）

第 2 2 条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、第 1 4 条から前条までの規定にかかわらず、第 6 条に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第 1 3 条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規則第 2 条第 1 項ただし書の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の

1 週間の勤務時間を同条同項に規定する 1 週間の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(昇格)

第 23 条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。ただし、9 級、8 級及び 7 級への昇格については、一般職給与法別表第 1 イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮する。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 前 2 項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を 1 級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第 7 に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間

（職員を昇格させる場合に必要な１級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に１００分の５０以上１００分の１００未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。

- ４ 第３項の規定による昇格は、現に属する職務の級に１年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が１年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合には、この限りでない。

（在級期間表の適用方法）

第２３条の２ 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

- ２ 第１５条第２項第２号に掲げる者又は同条第３項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者と

して取り扱うものとする。

- 3 第19条又は第20条の規定の適用を受けた者に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、部内の他の職員との均衡を考慮し定める期間とする。

（上位資格の取得等による昇格）

第24条 職員が第15条第2項第1号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得することとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、第23条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

（特別の場合の昇格）

第25条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第23条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

（昇格の場合の号俸）

第 2 6 条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第 8 に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 前 2 条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が 2 級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

1 第 2 4 条の規定により職員を昇格させた場合において、前 2 項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前 3 項の規定により決定される号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、

前 3 項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

（降格）

第 2 7 条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第 1 項の規定により当該職員を降格させることができる。

（降格の場合の号俸）

第 2 7 条の 2 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第 8 の 2 に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額に達しない額の号俸でなければならない。

(昇給)

第28条 職員の昇給を行う日は、第38条又は第39条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日の属する年の前年の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第82条の規定による

懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして
理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由
を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給
させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期
間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規
定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸とす
ることを標準として理事長が定める基準に従い決定す
るものとする。

- 3 次の各号に掲げる職員の第1項による昇給は、同項
前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特
に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けな
い場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の
号俸数は、勤務成績に応じて第30条第6項で定める
基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) その職務の級が8級以上である職員

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤務成績の証明）

第 29 条 削除

（昇給区分及び昇給の号俸数）

第 30 条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した 2 回の業績評価の全体評語（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の人事評価の実施に関する規則（平成 22 年駐労規第 12 号。以下「人事評価実施規則」という。）（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決

定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、理事長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 昇給評語がいずれも「良好」の段階以上である職員（直近の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価の全体評語がいずれも「良好」の段階である職員及び直近の能力評価の全体評語が「良好」の段階である職員にあっては、理事長の定める者に限る。）のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

- (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

- (3) 昇給評語のいずれかが「やや不十分」の段階以下である職員、評価終了日以前1年間において懲戒処

分を受けた職員及び懲戒処分を受けることが相当と
される行為をしたことその他理事長が定める事由に
該当した職員並びに第28条第1項後段の適用を受
けることとなった職員 次に掲げる職員のいずれに
該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

- 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員につ
いて、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同
号に定める昇給区分に決定することが著しく不適當で
あると認められるときは、同号の規定にかかわらず、
理事長の定めるところにより、同号アに掲げる職員に
あつてはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつ
てはC又はDの昇給区分に決定することができる。

- 3 次に掲げる職員の昇給区分は、第1項の規定にかか
わらず、理事長の定めるところにより、同項に定める
昇給区分のいずれかに決定するものとする。

- (1) 育児休業（国家公務員の育児休業等に関する法律

(平成3年法律第109号)第3条に規定する育児休業をいう。以下同じ、)をしていたこと、休職されていたこと又は人事交流等により一般職給与法適用者等であったこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない職員

(2) 昇給評語を付された時において、人事評価実施規則第6条第2項第1号に掲げる職員であった職員

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 理事長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第1項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に該当する職員を除く。)

D

(2) 理事長の定める事由以外の事由によって基準期間
の 2 分の 1 に相当する期間の日数以上の日数を勤務
していない職員 E

5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、理事長が定めるところにより、当該昇給区分より上位の昇給区分（A 及び B の昇給区分を除く。）に決定することができる。

6 前 5 項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占める A 又は B の昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の理事長の定める場合を除き、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合におおむね合致していなければならない。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 A の昇
給区分に係る割合については 1 0 0 分の 5、B の昇

給区分に係る割合については 1 0 0 分の 2 0

- (2) その職務の級が 8 級以上である職員 A の昇給区分に係る割合については 1 0 0 分の 1 0、B の昇給区分に係る割合については 1 0 0 分の 3 0

- (3) その職務の級が 2 級以下である職員 1 0 0 分の 2 5 (そのうち A の昇給区分に係る割合については 1 0 0 分の 5 以内)

7 第 2 8 条第 1 項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第 8 の 3 に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

8 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第 2 6 条第 3 項若しくは第 4 1 条の規定により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数 (評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号俸を決定された者にあつては、理事長の定める数) に、その者の新たに職員となった日又は当該号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の

月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（理事長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で理事長の定める号俸数）とする。

9 前２項の規定による号俸数が０となる職員は、昇給しない。

10 第７項又は第８項までの規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第７項又は第８項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

11 一の昇給日において第１項又は第３項の規定により昇給区分をＡ又はＢに決定する職員の昇給の号俸数の

合計は、理事長が別に定める号俸数を超えてはならない。

（特定職員以外の職員の昇給の号俸数）

第 3 1 条から第 3 7 条まで 削除

（研修、表彰等による昇給）

第 3 8 条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の定めるところにより、当該各号に定める日に第 2 8 条第 1 項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

2 前項の規定により昇給させるには、他の国家公務員との均衡を考慮しなければならない。

(特別の場合の昇給)

第 3 9 条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、理事長の定める日に、第 2 8 条第 1 項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

第 4 0 条 第 2 8 条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第 4 1 条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第 2 6 条第 3 項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号俸を理事長の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

(復職時等における号俸の調整)

第 4 2 条 休職にされ、若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 2 3 年法律第 2 5 7 号）第 7 条第 1 項ただし書に規定する許可（「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間を別表第 9 に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとし、みなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(俸給の訂正)

第 4 3 条 職員の俸給の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合には、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(俸給の支給)

第44条 俸給は、毎月1回、その月の18日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその月の15日とする。

第45条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 前条の規定により俸給を支給する日（以下「俸給の支給定日」という。）後において新たに職員となった者及び俸給の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際俸給を支給する。

- 5 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために俸給を請求した場合には、俸給の支給定日前であっても、請求の日までの俸給をその際支給する。

第46条 前条第1項、第2項又は第5項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外ときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間規則第3条及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の俸給についても、同様とする。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (3) 専従許可を受け、又は専従許可の有効期間の終了

により復職した場合

(4) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 自己啓発等休業（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(6) 配偶者同行休業（国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

(7) 交流派遣（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第2条第3項に規定する交流派遣をいう。以下同じ。）をされ、又は交流派遣後職務に復帰した場合

2 月の初日から引き続いて休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は交流派遣をされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の俸給をその際支給する。

第3章 諸手当等

第1節 俸給の特別調整額

(俸給の特別調整額)

第47条 別表第10に掲げる職を占める職員には、俸給の特別調整額を支給する。同表に掲げる職に係る俸給の特別調整額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

2 前項の規定による俸給の特別調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

3 俸給の特別調整額は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第79条第

1 項の場合及び業務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 1 条の 2 に規定する通勤（以下「補償法に規定する通勤」という。）による負傷若しくは疾病又は交流派遣職員（官民人事交流法第 8 条第 2 項に規定する交流派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣先企業（官民人事交流法第 7 条第 3 項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤（以下「保険法に規定する通勤」という。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、俸給の特別調整額は支給することができない。

- 4 第 1 項に規定する職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する俸給の特別調整額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同項の規定による区分に応じ、別表第 11 の俸給の特別調整額欄に定める額（第 80 条の 2 に規定する育

児短時間勤務職員にあっては、勤務時間規則第23条の規定により定められた当該職員の勤務時間を勤務時間規則第2条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 5 同項に規定する職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員に支給する俸給の特別調整額は、当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同項の規定による区分に応じ、別表第12の俸給の特別調整額欄に定める額に、勤務時間規則第2条第1項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を勤務時間規則第2条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 6 附則〔令和4年9月16日駐労規第16号〕第2項の規定に基づき一般職給与法附則第8項の規定に準ずる職員に対する第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に

100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第2節 扶養手当

（扶養手当）

第48条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が9級以上である職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。ただし、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得が

あると見込まれる者は、含まれないものとする。

- (1) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子
- (2) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫
- (3) 満 6 0 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1 人につき 1 3 , 0 0 0 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6 , 5 0 0 円（職務の級が 8 級である職員にあっては、3 , 5 0 0 円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5 , 0 0 0 円

に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第49条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、理事長が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長において扶養の事実等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

3 理事長は、第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。

4 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を理事長が定める様式の扶養手当認定簿に記載するもの

とする。

5 理事長は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

6 理事長は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、第1項の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

第50条 扶養手当の支給は、職員が新たに第48条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属す

る月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 3 この条に定めるもののほか、扶養手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給定日までに届出に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第3節 地域手当

（地域手当）

- 第51条 地域手当は、本部、横田支部、横須賀支部、座間支部、京丹後支部及び呉分室の事務所に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 本部 100分の20

(2) 横田支部 100分の16

(3) 横須賀支部、座間支部 100分の12

(4) 京丹後支部 100分の8

(5) 呉分室 100分の4

3 前項及び次条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第68条、第70条第4項及び第5項並びに第73条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

第52条 前条第1項に規定する事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた

事務所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。) において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する事務所に係る地域手当の支給割合（同条第 2 項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた事務所に係る地域手当の支給割合（同条第 2 項各号に定める割合をいい、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長の定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する事務所が前条第 1 項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から 3 年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（前条第 1

項で定める事務所又は同条第2項で定める割合の変更により異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する事務所を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第1項で定める事務所又は同条第2項で定める割合の変更により当該異動等の日の前日の異動等前支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。

次号及び第3号において同じ。)

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 一般職給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続き職員となった者又は第1項に規定する異動等に準ずるものとして理事長の定めるものがあつた者が、前条第2項各号に定める割合のうち最高のものに係る事務所以外の事務所に在勤することとなつた場合において、前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

第53条 地域手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。

第 4 節 住居手当

(住居手当)

第 5 4 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 6 , 0 0 0 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）

ア 国家公務員宿舎法（昭和 2 4 年法律第 1 1 7 号）第 1 3 条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員

イ 地方公共団体、公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人その他理事長が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

ウ 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第 4 8 条第 2 項に規定する扶養親族を

いう。以下ウにおいて同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

- (2) 第60条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（前号アからウまでに規定する住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、異動若しくは事務所の移転（新たに職員となった者にあつては職員となった日、交流派遣から職務に復帰した職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第4号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（前号アからウまでに規

定する住宅を除く。)若しくはこれに準ずるものとして理事長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）

を 11,000 円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第55条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長において居住の実情を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

4 理事長は、職員から第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が前条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。

5 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

6 理事長は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、第1項の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

第56条 住居手当の支給は、職員が新たに第54条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長の定める場合にあつては、当該

要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 第50条第3項の規定は、住居手当の支給方法について準用する。この場合において、同項中「この条」とあるのは、「第56条」と読み替えるものとする。

第5節 通勤手当

(通勤手当)

第57条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と勤務事務所との間を往復することをいう。以下この条及び次条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び次条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。次号及び第3号において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（機構の所有に属するものを除く。以下この条において「自動車等」という。）を使用するこ

とを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この条において「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下この条において同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的か

つ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。この場合において、通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）で、次に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

ア 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。

以下この条及び次条において「定期券」という。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給
単位期間と同じくする定期券の価額

(イ) 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える
場合 理事長の定める額

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ
合理的であると認められる普通交通機関等 当該
回数乗車券等の21回分（在宅勤務等手当を支給
される職員、その他理事長の定める職員にあって
は、1箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃
等の額

ウ 理事長の定める普通交通機関等 理事長の定め
る額

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区
分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定め
る額（第62条の2第1項の規定により在宅勤務等
手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務
職員（支給単位期間当たりの通勤回数が1箇月当た
りの平均通勤所要回数が10回に満たない職員に限

る。) にあっては、その額から、その額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離 (一般に利用しうる最短の経路の長さによる。以下この号において「使用距離」という。) が片道 5 キロメートル未満である職員 2, 0 0 0 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満である職員 4, 2 0 0 円

ウ 使用距離が片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満である職員 7, 1 0 0 円

エ 使用距離が片道 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満である職員 1 0, 0 0 0 円

オ 使用距離が片道 2 0 キロメートル以上 2 5 キロメートル未満である職員 1 2, 9 0 0 円

カ 使用距離が片道 2 5 キロメートル以上 3 0 キロメートル未満である職員 1 5, 8 0 0 円

キ 使用距離が片道 3 0 キロメートル以上 3 5 キロメートル未満である職員 1 8, 7 0 0 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 第 1 項第 3 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 1 項第 3 号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内に

においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額

イ 第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下この号において「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

4 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に

に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この条において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤

手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下この条において「特別料金等相当額」という。）。

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 前項の規定は、次に掲げる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(1) 新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は

交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。)

ア 新たに職員となった者（一般職給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続き職員となった者を除く。）のうち、職員となった日の直前の住居と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなった者

イ 一般職給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続き職員となった者のうち、職員となった日の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

(2) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に

在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。）

ア 交流派遣から職務に復帰したこと。

イ 人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条

第1項第4号の規定による休職から復帰したこと。

- (3) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

- (4) 職員又は配偶者の事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (5) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当

該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

- (6) その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員

- 6 前項第2号及び第3号において「特定住居」とは、同項第2号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第3号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に

掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

7 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 3 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 1 5 万円を超える職員の通勤手当の額は、第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1 5 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

8 この条及び第 5 9 条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。

第 5 8 条 新たに前条第 1 項の職員たる要件を具備する

に至った職員は、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

- (1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合
- (2) 前条第5項第4号又は第5号の職員たる要件を欠くに至った場合

2 理事長は、職員から前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期券の提示又は前条第5項第4号若しくは第5号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が前条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の通勤手当認定簿に記載するもの

とする。

- 4 理事長は、職員に対し、少なくとも毎年度 1 回、第 1 項の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

第 5 9 条 通勤手当の支給は、職員が新たに第 5 7 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに職員となる場合の離職を除く。以下この条において同じ。）し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であ

るときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

ただし、通勤手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

4 第57条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月

の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

5 通勤手当を支給される職員につき、第1号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して第2号に掲げる額を返納させるものとする。

(1) 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次のいずれかに掲げる事由

ア 離職し、若しくは死亡した場合又は第57条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

イ 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

ウ 月の中途において国家公務員法第79条の規定により休職にされ、行政執行法人の労働関係に関する法律第7条第1項ただし書きに規定する許可

を受け、育児休業法第3条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は国家公務員法第82条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

エ 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 1箇月当たりの運賃等相当額等（第57条第3項第3号ウに掲げる職員に係るものを除く。）、同項第2号に定める額（同項第3号イに掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下この号において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円

以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 前号イに掲げる
事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通
交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後
に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万
円を超えることとなるときは、その者の利用す
る全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、
同号ア、ウ又はエに掲げる事由が生じた場合に
あってはその者の利用する全ての普通交通機関
等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通
用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻
しを、理事長の定める月（イにおいて「事由発
生月」という。）の末日にしたものとして得ら
れる額（イにおいて「払戻金相当額」とい
う。）

(イ) 使用している定期券に通用期間が6箇月を超
えるものがある場合 理事長の定める額

イ 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 1 5 万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 1 5 万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前号アからエまでに掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

(イ) ア(イ)に掲げる場合 理事長の定める額

第 6 節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第 6 0 条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、次の各号のいずれかに掲げる事情（以下この条において「やむを得ない事情」という。）により、同居していた配偶者と別居するこ

となった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理する

ため、引き続き当該住宅に居住すること。

- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号
に類する事情

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下この項において単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満
8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満
16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満
24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満
32,000円

- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった日の直前の住居から職員となった日の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定に

よる単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- (1) 次に掲げる事由の発生（以下この項において「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所に通勤することが第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 交流派遣から職務に復帰したこと。

イ 人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第4号の規定による休職から復帰したこと。

- (2) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情に準じて理事長が定める事情（以下この条において単に「理事長が定める事情」という。）により、同居してい

た満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが第 1 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- (3) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が定める特別の事情により、当該異動又は事務所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下この項及び次条において「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事務所の移転の日から起算して 3 年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第 1 項に規定する基準に照

らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- (4) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長が定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (5) 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が定める特別の事情により、当該異動又は事務所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別

居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (6) 第2号から前号までの規定中「事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い」とあるのを「新たに職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は事務所の移転」とあるのを「職員となった日又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
- (7) その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

第61条 新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式

の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

4 理事長は、職員から第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。

5 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を

決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

- 6 理事長は、職員に対し、少なくとも毎年度 1 回、第 1 項の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

第 6 2 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第 6 0 条第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第 1 項又は第 3 項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日

が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

4 第50条第3項の規定は、単身赴任手当の支給方法について準用する。この場合において、同項中「この条」とあるのは、「第62条」と読み替えるものとする。

第7節 在宅勤務等手当

（在宅勤務等手当）

第62条の2 住居その他これに準ずるものとして理事

長の定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員（理事長の定める職員を除く。）には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3千円とする。

第62条の3 理事長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、前条第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他前条第1項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 理事長は前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出を求めるものとする。

第62条の4 在宅勤務等手当は、第44条に規定する俸給の支給定日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 在宅勤務等手当を支給されている職員が第62条の2第1項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第8節 広域異動手当

(広域異動手当)

第63条 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在

地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)

がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所の間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満

1 0 0 分の 5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 一般職給与法適用者等であった者から人事交流等に

より引き続き職員となった者又は異動等に準ずるものとして次に掲げるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- (1) 定年前再任用（国家公務員法第６０条の２第１項の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 交流派遣から職務に復帰すること。
- (3) 人事院規則１１－４（職員の身分保障）第３条第１項第４号の規定による休職から復帰すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、異動等に準ずるものとして理事長が定めるもの。

４ 前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第５１条から第５３条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた

割合とする。この場合において、前 3 項の規定による
広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下
であるときは、広域異動手当は支給しない。

- 5 広域異動手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、
その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の
月額とする。第 6 8 条、第 7 0 条第 4 項及び第 5 項、
第 7 3 条第 2 項並びに第 3 項に規定する広域異動手当
の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

第 9 節 給与の減額

(給与の減額)

第 6 4 条 職員が勤務しないときは、超勤代休時間、祝
日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、
休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に
承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につ
き、第 6 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を
減額して給与を支給する。

第 1 0 節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第 6 5 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 6 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

1 0 0 分の 1 2 5

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 1 0 0 分の 1 3 5

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める割合」とあるのは、

「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、
正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第68条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 超過代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第68条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項

で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 5 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

- 6 超過勤務手当は 1 の月の分をその翌月の俸給の支給定日に支給する。

- 7 超過勤務手当は、前項の規定にかかわらず、職員が第 45 条第 5 項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給するものとする。

（休日給）

第 6 6 条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 6 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 3 5 を乗じて得た額を休日給として支給する。国の行事の行われる日で理事長が指定する日において勤務した職員についても、同様とする。

2 第 6 5 条第 6 項及び第 7 項の規定は、休日給の支給方法について準用する。

(端数計算)

第 6 7 条 第 6 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び前 2 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 6 8 条 第 6 4 条から第 6 6 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、在宅勤務等手当、広域異動手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の 1 か月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

第 1 1 節 管理職員特別勤務手当

(管理職員特別勤務手当)

第 6 9 条 別表第 1 0 に掲げる職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤

務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項の規定にする勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

- (1) 第1項に規定する場合（次号に掲げる職員以外の管理監督職員） 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る別表第10区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 1種 12,000円

イ 2種 10,000円

ウ 3種 8,500円

エ 4種 7,000円

オ 5種 6,000円

- (2) 第1項に規定する場合（定年前再任用短時間勤務

職員である管理監督職員) 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る別表第10区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 1種 11,000円

イ 2種 9,000円

ウ 3種 7,500円

エ 4種 6,000円

オ 5種 5,000円

(3) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る別表第10区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 4種 3,500円

オ 5種 3,000円

(4) 前項に規定する場合（定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員） 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る別表第10区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,500円

ウ 3種 3,800円

エ 4種 3,000円

オ 5種 2,500円

(5) 次に掲げる場合には、第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。

ア 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした場合

イ 第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

4 理事長は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特

別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

5 第65条第6項及び第7項の規定は、管理職員勤務特別手当の支給方法について準用する。

第12節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第70条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第72条まで及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年駐労規第14号。以下「平成22年度改正規則」という。）附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第1号に掲げる職員を除く。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第79条第7項の規定の適用を受ける職員並びに第2号及び第3号に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日において次に掲げる職員に該当する者

ア 無給休職者（国家公務員法第79条第1号又は

人事院規則 1 1 - 4（職員の身分保障）第 3 条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。第 7 5 条第 3 項において同じ。）

イ 刑事休職者（国家公務員法第 7 9 条第 2 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。第 7 5 条第 3 項において同じ。）

ウ 停職者（国家公務員法第 8 2 条の規定により停職にされている職員をいう。第 7 5 条第 3 項において同じ。）

エ 専従休職者（専従許可を受けている職員をいう。第 7 5 条第 3 項において同じ。）

オ 育児休業をしている職員のうち、第 8 0 条第 2 項に規定する職員以外の職員

カ 自己啓発等休業をしている職員

キ 配偶者同行休業をしている職員

ク 交流派遣職員

(2) その退職し、又は死亡した日において前号に該当

する職員であった者

- (3) その退職の後基準日までの間において一般職給与
法適用者等となった者

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の12

5（俸給の特別調整額に係る区分が1種又は2種の職
を占める職員のうち職務の級が7級以上である職員

（休職にされている職員のうち第79条第1項の適用
を受ける職員以外の職員を除く。第5項、第73条第

2項及び平成22年度改正規則附則第7項において

「特定管理職員」という。）にあつては100分の1

05）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期
間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その
額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた
額）とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。平成22年度改正規則附則第3項第4号において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、その額に俸給月額に100分の15（俸給の特別調整額に係る区分が1種の職

を占める職員にあっては、100分の25)を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を第2項の期末手当基礎額とする。

職 員	加算割合
職務の級9級及び8級の職員	100分の20
職務の級7級及び6級の職員	100分の15
職務の級5級及び4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員	100分の5

6 第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

7 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第1項第1号ウ及びエに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分

の 1 の 期 間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から人事院規則 19－0（職員の育児休業等）第 4 条の 3 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から人事院規則 19－0（職員の育児休業等）第 4 条の 3 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間

(5) 休職にされていた期間（第79条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）については、その2分の1の期間

(6) 第80条の2に規定する育児短時間勤務職員として在籍した期間については、当該期間から当該期間に勤務時間規則第23条の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間規則第2条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

8 基準日以前6箇月以内の期間において、一般職給与法適用者等であった者から人事交流等により引き続き職員は、その期間内において一般職給与法適用者等であった者として在職した期間を第6項の在職期間に算入する。前項の規定は、この場合において準用する。

9 期末手当は、次の表の左欄に掲げる基準日の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に

当たるときはその前日とする。次条及び第 7 2 条において「支給日」という。) に支給する。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 3 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 1 0 日

第 7 1 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第 8 2 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第 7 6 条の規定により失職した職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前

2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第72条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、第5項に規定する説明書を受領した日の翌日から起算して60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3

号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を

取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤勉手当）

第73条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成22年度改正規則附則第3項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第1号に掲げる職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日に対応する第70条第9項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第2号及び第3号に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

(1) 基準日において次に掲げる職員に該当する者

ア 休職にされている者（第79条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）

イ 第70条第1項第1号ウ、エ及びカからクまでに掲げる者

ウ 育児休業をしている職員のうち、第80条第3項に規定する職員以外の職員

(2) その退職し、又は死亡した日において前号に該当する職員であった者

(3) 第70条第1項第3号に掲げる者

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が第4項から第9項までに定める基準に従って定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以

外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び平成22年度改正規則附則第3項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員

当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額とする。

4 勤勉手当の支給割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）

に第 9 項に規定する職員の勤務成績による割合（同項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

- 5 期間率は、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じ、次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5

15 日以上 1 箇月 未満	100 分の 10
15 日 未満	100 分の 5
0	0

6 前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間（次に掲げる期間を除算する。）とする。

(1) 休職にされていた期間（第79条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

(2) 第70条第1項第1号ウ及びエに掲げる職員として在職した期間

(3) 育児休業（第70条第7項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

(4) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(5) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期

間

- (7) 第 6 4 条の規定により給与を減額された期間
- (8) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は交流派遣職員の派遣先企業の業務上の負傷若しくは疾病若しくは保険法に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間規則第 3 条に規定する週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が 3 0 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長の定める期間を除く。
- (9) 勤務時間規則第 1 8 条第 1 項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が 3 0 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 勤務時間規則第 1 8 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が 3 0 日

を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (11) 勤務時間規則第24条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- (12) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

7 第70条第8項前段の規定は、前項に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

8 前項の期間の算定については、第6項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

9 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分及び基準日以前における直近の業績評価の全体評語に応じ、一般職給与法別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員に定められる割合の範囲内で、理事長が定める。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員

10 第 7 0 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 7 3 条第 3 項」と読み替えるものとする。

11 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 7 1 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 7 3 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 7 3 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 3 項第 3 号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 7 3 条第 1 項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第 1 3 節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

第 7 4 条 職員のうち、毎年 1 1 月から翌年 3 月までの各月の初日（以下次条から第 7 6 条までにおいて「基準日」という。）において三沢支部に在勤する職員

（次条及び第76条において「支給対象職員」という。）に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

第75条 寒冷地手当の額は、次の各号に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 世帯主である職員であって扶養親族のあるもの
（扶養親族のある職員であって理事長が定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、第60条の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が定めるものを含まないものとする。）

19,800円

- (2) その他の世帯主である職員 11,400円

- (3) その他の職員 8,200円

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 7 9 条第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定により
給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にそ
の者の俸給の支給について用いられた同条第 2 項、
第 3 項又は第 5 項の規定による割合を乗じて得た額
- (2) 附則〔平成 2 4 年 3 月 1 日駐労規第 4 号〕第 1 1
号の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額
からその半額を減じた額

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対
象職員の寒冷地手当の額は、前 2 項の規定にかかわら
ず、零とする。

- (1) 本邦外にある職員（第 1 項第 1 号に規定する「世
帯主である職員であって扶養親族のあるもの」に該
当する職員を除く。）
- (2) 無給休職者
- (3) 刑事休職者
- (4) 停職者
- (5) 専従休職者
- (6) 育児休業をしている職員

- (7) 自己啓発等休業をしている職員
- (8) 配偶者同行休業をしている職員
- (9) 交流派遣職員

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、
当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第46条第1項に規定する計算方法により計算して得た額とする。

- (1) 基準日において第2項各号に規定する職員及び前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第2項各号に規定する職員及び前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において第2項各号に規定する職員及び前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第2項各号に規定する職員及

び前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

第76条 寒冷地手当は、基準日の属する月の俸給の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて前条第3項各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

4 寒冷地手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。

第77条 理事長は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地等の事項を確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

第 1 4 節 特定の職員についての適用除外

(特定の職員についての適用除外)

第 7 8 条 第 6 5 条及び第 6 6 条の規定は、特定管理職員には適用しない。

- 2 第 2 8 条から第 4 2 条まで及び第 4 8 条から第 5 0 条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第 4 章 休職者の給与

第 7 9 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は補償法に規定する通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第 7 9 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第 7 9 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、そ

の休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この条及び次条において「俸給等」という。）のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により国家公務員法第 7 9 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに俸給等のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第 7 9 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 1 0 0 分の 6 0 以内を支給することができる。

5 人事院規則 1 1 - 4 第 3 条第 1 項第 5 号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等のそれぞれ 1 0 0 分の 7 0 以内（当該休職に

係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害若しくは補償法に規定する通勤による災害又は交流派遣職員の派遣先企業の業務上の災害若しくは保険法に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、１００分の１００以内）を支給することができる。

6 国家公務員法第７９条の規定により休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第７０条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第７０条第９項に規定する支給日に、それぞれ第２項、第３項又は第５項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、同条第１項第３号に掲げる職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第７１条及び第７２条の規定を準用する。

この場合において、第 7 1 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 7 9 条第 7 項」と読み替えるものとする。

第 5 章 育児休業等職員の給与

(育児休業職員の給与)

第 8 0 条 職員が育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第 7 0 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- (1) 育児休業をしていた期間
- (2) 自己啓発等休業をしていた期間
- (3) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
- (4) 第 7 0 条第 1 項第 1 号ウ及びエに掲げる職員とし

て在職した期間

- (5) 休職にされていた期間（第79条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

3 第73条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第28条第1項に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第80条の2 勤務時間規則第23条の規定により職員が育児短時間勤務をしている期間におけるこの規則の

適用については、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条	による	によるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 3 条 第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 2 6 条 第 1 項	号俸とする	号俸とし、その者の俸給月額は、その者の受

		ける号俸に応じた額 に、算出率を乗じて得 た額とする
第 2 7 条 の 2 第 1 項	号俸とする	号俸とし、その者の俸 給月額は、その者の受 ける号俸に応じた額 に、算出率を乗じて得 た額とする
第 2 8 条 第 2 項	決定するもの とする	決定するものとし、そ の者の俸給月額は、そ の者の受ける号俸に応 じた額に、算出率を乗 じて得た額とする
第 4 6 条 第 1 項	第 3 条 及び 第 4 条	第 2 3 条

第 5 7 条 第 3 項 第 2 号	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	育 児 短 時 間 勤 務 職 員
第 6 5 条 第 1 項	支 給 する	支 給 する。た だ し、育 児 短 時 間 勤 務 職 員 が、 第 1 号 に 掲 げ る 勤 務 で 正 規 の 勤 務 時 間 を 超 え て し た も の の う ち、そ の 勤 務 の 時 間 と そ の 勤 務 を し た 日 に お け る 正 規 の 勤 務 時 間 と の 合 計 が 7 時 間 4 5 分 に 達 す る ま で の 間 の 勤 務 に あ っ て は、第 6 8 条 に 規 定 す る 勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額 に 1 0 0 分

		の 1 0 0 （その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 2 5）を乗じて得た額とする
第 7 0 条 第 4 項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 7 0 条 第 5 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
	俸給月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 7 3 条 第 3 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

--	--	--

第 6 章 自己啓発等休業職員の給与

第 8 1 条 職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第 2 8 条第 1 項に規定する昇給日をいう。次条において同じ。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。

第 7 章 配偶者同行休業職員の給与

第 8 2 条 職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、その職務に

復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて必要な調整を行うことができる。

第 8 章 給与簿

（給与簿）

第 8 3 条 理事長は、職員に対して給与を支払うに当たり、給与簿を作成しなければならない。

2 前項の給与簿は、勤務時間報告書及び賃金台帳とする。

（勤務時間報告書）

第 8 4 条 勤務時間報告書は、課又はこれに準ずる組織の単位（以下この条において「課係等」という。）別に、月ごとに作成する。

2 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（次項において「勤務時間管理員」という。）が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録その他理事長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 超過勤務及び休日給の支給される日の勤務の時間

- (2) 管理職員特別勤務手当の計算上必要な事項
- (3) 第64条並びに勤務時間規則第18条第11項、
第18条の2第5項及び第24条第10項の規定により給与が減額される時間
- (4) 前3号に掲げるもののほか職員の給与計算に関し
必要な事項

3 勤務時間管理員は、各月の終了後速やかに前項に掲げる事項を勤務時間報告書に記入し、その課係等の長の証明を得て、理事長の指名する給与の事務を担当する者（次条において「給与事務担当者」という。）にこれを送付しなければならない。

（賃金台帳）

第85条 賃金台帳は、各職員ごとに毎年作成する。

2 賃金台帳には、各月につき（期末手当その他の月ごとに支給される給与以外の給与にあつては、その支給の都度）労働基準法第108条に規定する事項を給与事務担当者が記録するものとする。

3 理事長の指名する人事の事務を担当する者は、給与

の計算につき必要とする事項を速やかに給与事務担当者
者に通知しなければならない。

4 職員に給与を支払うに当たっては、賃金台帳に基づ
いて作成された給与支給明細書を交付しなければならない。

5 職員は、給与の支払を受けるときは、振込の方法に
よってその支払を受けるときを除き、支払を受けた金
額に係る受領証を提出しなければならない。

第9章 雑則

第86条 この規則に定めるもののほか、この規則の実
施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成14年12月31日ま
での間における第44条の規定の適用については、同
条中「前日とし、その日が休日に当たるときはその月

の 15 日」とあるのは、「前日」とする。

(昇給に係る特例措置)

- 3 第 19 条の規定によりその初任給を決定された職員で、平成 14 年 4 月 1 日において 53 歳を超え、58 歳を超えていない職員については、第 28 条第 3 項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、55 歳を超えた後も 1 回に限り昇給させることができる。ただし、第 19 条の規定の適用の際に、この項の規定による昇給に相当する昇給をしたものとみなされた職員については、この限りでない。

- 4 前項の規定による昇給は、職員の勤務成績の証明を得て行わなければならない。

(読替規定)

- 5 理事長は、第 19 条の規定により初任給を決定する場合において、この規則の他の規定をそのまま適用することが円滑な人事交流等に支障を来すと認めるときは、当該規定に関し必要な読替えを別に定めることができる。

附則〔平成14年11月29日駐労規第44号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。

ただし、第2条並びに附則第7項及び第8項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員（以下「行政職国家公務員」という。）の例によるものとする。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与規則（以下この項において「改正後の給与規則」という。）第70条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第79条第1項

から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成14年12月1日（期末手当について改正後の給与規則第70条第1項後段又は第79条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給、扶養手当及びこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において

「俸給等」という。)の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の給与規則の規定による俸給月額（継続在職期間において附則第2項に規定する俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について行政職国家公務員の例による俸給月額）及び改正後の給与規則の規定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

- 6 平成14年4月1日から基準日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の適用を受ける者（以下この項において「防衛庁職員」という。）であった者から引き続き新たに職員となった者については、行政職国家公務員の例により、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員との権衡を考慮して額を加えるものとする。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与規則第70条第2項の規定

の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とし、同条第8項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるには、「3箇月以内」とする。

- 8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与規則第80条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

(実施規定)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則〔平成 1 5 年 5 月 2 2 日駐労規第 1 1 号〕

- 1 この規則は、平成 1 5 年 5 月 2 2 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員就業規則、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員就業規則の規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日駐労規第 1 4 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第 1 の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超

える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員（以下「行政職国家公務員」という。）の例によるものとする。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(給与規則第60

条第2項各号に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(実施規定)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成16年3月31日駐労規第4号〕

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正前の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則第52条第1項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規則の規定による改正後の第52条の規定の適用については、同条第1項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長の定める割合とする。」とあるのは「いう。」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以

後 1 年を経過する日」とあるのは「平成 1 7 年 3 月 3 1 日」と、同項第 2 号中「2 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 1 8 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日」と、同条第 2 項中「2 年」とあるのは「3 年」とする。

附則〔平成 1 6 年 4 月 2 8 日駐労規第 8 号〕

（施行期日）

この規則は、平成 1 6 年 5 月 1 日から施行する。

附則〔平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日駐労規第 1 0 号〕

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日から施行する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

2 この項から附則第 5 項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正前の給与規則 この規則による改正前の独立
行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則
（平成 1 4 年駐労規第 1 2 号）をいう。

二 改正後の給与規則 この規則による改正後の独立

行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則をいう。

三 旧寒冷地 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）第2条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条に規定する寒冷地をいう。

四 新寒冷地 改正後の給与規則第75条第1項第1号に規定する理事長が定める地域をいう。

五 経過措置対象職員 平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き三沢支部に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限る。）をいう。

六 基準在勤地域 三沢支部をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分（改正前の給与規則第75条第1項及び第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）のうち、同条第1項及

び第 2 項の規定（以下この項において「旧算出規定」という。）を適用したとしたならば算出される同条第 1 項の規定による加算額又は同条第 2 項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の給与規則第 7 4 条に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を 5 で除して得た額をいう。

3 基準日（その属する月が平成 2 1 年 3 月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の基準日の属する月の項の区分に応じ同表の金額の項の額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の給与規則第 7 5 条の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超

えることとなるときは、改正後の給与規則第 7 4 条及び第 7 5 条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

基準日の属する月	金額
平成 16 年 11 月 から平成 17 年 3 月 まで	6 千 円
平成 17 年 11 月 から平成 18 年 3 月 まで	1 万 円
平成 18 年 11 月 から平成 19 年 3 月 まで	1 万 4 千 円
平成 19 年 11 月 から平成 20 年 3 月 まで	1 万 8 千 円
平成 20 年 11 月 から平成 21 年 3 月 まで	2 万 2 千 円

- 4 改正後の給与規則第 7 5 条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第 2 項中「額は、前項」とあるのは「額は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成 1 6 年駐労規第 1 0 号。以下「平成 1 6 年改正規則」という。）附則第 3 項」と、「かかわらず、前項」とあるのは「かかわらず、平成 1 6 年改正規則附則第 3 項」と、同条第 4 項

中「前 3 項」とあるのは「平成 1 6 年改正規則附則第 3 項及び平成 1 6 年改正規則附則第 4 項において読み替えて準用する第 2 項」と、「、第 1 項」とあるのは「、平成 1 6 年改正規則附則第 3 項」と読み替えるものとする。

- 5 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人をいう。）の役員を除く。）その他理事長がこれに準ずると認める者であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員となり、三沢支部に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第 3 項及び前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日

において当該職員である者に対しては、改正後の給与規則第74条及び第75条の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、附則第3項及び前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

附則〔平成17年11月28日駐労規第8号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

ただし、改正後の第68条の規定は、平成15年8月1日から適用する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年

法律第 9 5 号) 別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員(以下「行政職国家公務員」という。)の例によるものとする。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることになる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規則による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成 1 7 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成 1 7 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、この

規則による改正後の給与規則第70条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規則第60条第2項各号に定める額を除く。）の月額額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、同

年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成１７年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額
（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

（実施規定）

- 6 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成１８年３月３１日駐労規第１０号〕

改正〔平成２１年１２月１日駐労規第１５号〕

改正〔平成２２年１２月１日駐労規第１４号〕

改正〔平成２４年３月１日駐労規第４号〕

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号俸の切替え）

3 切替日の前日において独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。ただし、切替の結果、部内の他の職員と著しく均衡を失する場合、理事

長が定めるところにより俸給月額を決定する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において給与規則別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員（以下「行政職国家公務員」という。）の例によるものとする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、行政職国家公務員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、

職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規則による改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員及びこれに準ずる職員として理事長が定める職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年駐労規第14号。以下「平成22年度改正規則」という。）の施行の日において平成21年度改正規則附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

8 切替日以降に新たに給与規則の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、行政職国家公務員の例により、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成２２年３月３１日までの間における給与規則の適用に関する特例）

9 平成２２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２８条第２項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
第２８条第３項	４号俸	３号俸
	３号俸	２号俸
	２号俸	１号俸

10 平成８年４月１日以降に採用された職員のうち、切

替日においてその者が新たに職員となったものとして改正後の給与規則を適用した場合に得られる初任給の号俸が有利な職員については、部内の他の職員との均衡上、特に必要があると理事長が認める場合に限り、その者の切替日における号俸を当該初任給の号俸を超えない範囲内で決定することができる。

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級

9 級	7 級
10 級	8 級
11 級	9 級

附則別表第2 号俸の切替表（附則第3項関係）

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	経過期間										
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

附則〔平成１９年３月２９日駐労規第２号〕

（施行期日）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附則〔平成１９年３月３０日駐労規第４号〕

改正〔平成２３年３月２８日駐労規第５号〕

改正〔平成２４年３月１日駐労規第４号〕

改正〔平成２６年１２月８日駐労規第９号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、改正後の第６５条第２項及び第３項並びに第６６条第２項の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

（初任給に関する経過措置）

- 2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成２６年駐労規第９号）の施行の日から平成２６年１２月３１日までの間に新たに職員となり、その者の号俸の決定について給与規則第１６条から第１８条までの規定の適用を受け

ることとなる者（平成 26 年 4 月 1 日（以下この項において「調整日」という。）において 38 歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第 14 条第 1 項の規定による号俸（同規則第 16 条第 1 項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を数を減じた数を 4（新たに職員となった者が特定職員（職務の級が 7 級以上である職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成 22 年 1 月 1 日前となるものの採用日における号俸は、同規則第 16 条から第 18 条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における同規則第 28 条第 1 項に規定する昇給日（次の各号に

掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。) の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 調整日において46歳に満たない職員（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において45歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 調整日において40歳に満たない職員 平成19年1月1日

（平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号俸数の特例）

3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第30条第5項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に

相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数
(当該号俸数が負となるときは 0) 」とする。

(平成 23 年 3 月 31 日までの間における俸給の特別
調整額に関する経過措置)

- 4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与
規則の一部を改正する規則(平成 18 年駐労規第 10
号)附則第 7 項の規定による俸給を支給される職員の
うちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計
額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の
俸給月額を超える職員についてのこの規則による改正
後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給
与規則(以下「新規則」という。)第 47 条第 2 項の
規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 までの間
は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最
高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額
と独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与
規則の一部を改正する規則(平成 18 年駐労規第 10
号)附則第 7 項の規定による俸給の額との合計額」と

する。

- 5 第47条の規定により俸給の特別調整額を支給する職を占める職員のうち、新規則第47条第5項の規定による俸給の特別調整額が理事長が定める額に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額のほか理事長が定めるところによる額を俸給の特別調整額として支給する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 6 平成20年3月31日までの間においては、新規則第63条第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 7 新規則第63条の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場

合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則〔平成19年11月30日駐労規第16号〕

- 1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第48条第3項及び第50条第2項並びに第51条第2項及び別表第1及び別表第8の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第80条については、同年8月1日から適用する。

附則〔平成20年2月12日駐労規第2号〕

この規則は、平成20年2月12日から施行する。

附則〔平成20年3月25日駐労規第4号〕

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則〔平成20年3月31日駐労規第7号〕

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則〔平成21年3月31日駐労規第10号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（平成25年3月31日までの経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の給与規則第47条第1項に規定する本部に置かれる課長代理（理事長の定めるものに限る。以下この項において同じ。）及び理事長が当該課長代理に相当するものと認める職を占めていた職員であって、その職を同日から引き続き占めるものには、経過措置基準額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。

- (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

100分の100

- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

100分の75

(3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

100分の50

(4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

100分の25

(経過措置基準額)

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員

同日に当該職員に適用されていた俸給表及び当該職員の属していた職務の級に応じ、附則別表の俸給の特別調整額欄に掲げる額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員

前号に掲げる職員との均衡を考慮して理事長が定める額

附則別表（附則第3項関係）

職務の級	俸給の特別調整額
7 級	3 5 , 4 0 0 円
6 級	3 3 , 2 0 0 円
5 級	3 1 , 7 0 0 円

附則〔平成 2 1 年 6 月 1 日駐労規第 1 2 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

（平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 2 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 7 0 条第 2 項及び第 3 項並びに第 7 3 条第 2 項の規則の適用については、第 7 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 4 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」と、「1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 1 0」と、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 4 0」とあるのは「1 0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の

「120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、第73条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附則〔平成21年7月31日駐労規第13号〕

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附則〔平成21年12月1日駐労規第15号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

- 2 平成22年1月1日に行われる職員給与規則第28条第1項の規定による昇給に関する昇給区分および昇給の号俸数については、なお従前の例による。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職

員」という。) となった者 (同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。) にあっては、その減額改定対象職員となった日 (当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当 (職員給与規則第 60 条第 2 項各号に定める額を除く。) の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

職務の級	号 俸
1 級	1 号俸から 56 号俸まで

2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
3 級	1 号俸から 8 号俸まで

- (2) 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 4 を乗じて得た額（実施規定）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成 2 2 年 3 月 2 6 日駐労規第 7 号〕

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則〔平成 2 2 年 6 月 1 日駐労規第 9 号〕

この規則は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則〔平成 2 2 年 1 2 月 1 日駐労規第 1 4 号〕

改正〔平成 2 3 年 3 月 2 8 日駐労規第 5 号〕

改正〔平成 2 7 年 3 月 3 0 日駐労規第 7 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第 70 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで、又は第 79 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項若しくは附則第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員

であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。) にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは当該日のうち理事長が定める日)において減額対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規則第60条第2項各号に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の理事長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号 俸
1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで

3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
7 級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2) 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額（ 5 5 歳を超える職員の給与の抑制措置）

- 3 平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が 6 級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないもの（以下この項、附則第 4 項及び第 5 項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職

員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項、附則第 6 項及び第 7 項において「最低号俸に達しない場合」という。））にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 6 項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する

広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第70条第5項の表の左欄に掲げる職員にあっては、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、その額に俸給月額に100分の1.5（俸給の特別調整額に係る区分が1種の職を占める職員にあっては、100分の2.5））を乗じて得た額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第5項の表の左欄に掲げる職員にあっては、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、その額に俸給月額に100分の15（俸給の特別調整額に係る区分が1種の職を占める職員にあっては、100分の25））を乗じて得た額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第73条第10項において準用する第70条第5項の規定

の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第73条第4項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第10項において準用する第70条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第73条第4項に規定する割合を乗じて得た額）

- (6) 第79条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される

次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第79条第1項 前各号に定める額

ロ 第79条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第79条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第79条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第79条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 特定職員に対する俸給の特別調整額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最

初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日
後における最初の４月１日後に特定職員となった場合
にあつては、特定職員となった日）以後の額は、第４
７条の規定にかかわらず、同条の規定による額に１０
０分の９８．５を乗じて得た額（その額に１円未満の
端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

５ 前２項に規定するもののほか、特定職員以外の者が
月の初日以外の日に特定職員となった場合における附
則第３項の減ずる額の計算その他同項及び第４項の規
定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

６ 附則第３項及び第４項の規定により給与が減ぜられ
て支給される職員についての第６４条から第６６条ま
でに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第６８条
の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与
額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域
異動手当、俸給の特別調整額及び寒冷地手当の月額の
合計額を当該年度の１か月平均所定勤務時間数で除し
て得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号

俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1か月平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 7 附則第3項の規定が適用される間、第73条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 8 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項及び第4項の規定の適用については、附

則第3項及び第4項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年度改正規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(実施規定)

- 9 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成23年2月10日駐労規第3号〕

この規則は、平成23年2月14日から施行する。

附則〔平成23年3月28日駐労規第5号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において規則第28条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成23年4

月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附則〔平成 24 年 3 月 1 日駐労規第 4 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項から第 9 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 26 年 3 月 31 日までの間における給与の減額支給措置）

- 2 この項の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（平成 17 年度改正規則附則第 7 項の規定による俸給を含み、当該職員が附則第 11 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成 17 年度改正規則附則第 7 項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額

に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級以下	4.77 / 100
3級から6級まで	7.77 / 100
7級以上	9.77 / 100

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域

異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(6) 第79条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第79条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第79条第2項又は第3項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第79条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 7 9 条 第 5 項 前項及び前 2 号から第 4 号までに定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 7 9 条 第 7 項 第 4 号に定める額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額（同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 特例期間においては、第 6 4 条から第 6 6 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 6 8 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の 1 箇月平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額の月額を当該年度の 1 箇月平均所定勤務時間数で除して得た額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、平成22年度改正規則附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで及び第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年度改正規則附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年度改正規則附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年度改正規則附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年度改正規則附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年度改正規則附則第3項第5号に定める額に相当する額

を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ハ中「前項、第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第2号及び第3号」と、同号ホ中「第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第4号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年度改正規則附則第6項の規定により給与額から減することとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間においては、勤務時間規則第24条第7項の規定の適用については、同項中「給与規則第68条」とあるのは、「附則第4項（附則第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

7 特例期間においては、勤務時間規則第18条第5項の規定の適用については、同項中「給与規則第68条

」とあるのは、「附則第４項（附則第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（端数計算）

- ８ 附則第２項から前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成２４年４月１日における号俸の調整）

- ９ 平成２４年４月１日においてこの規則による改正後の平成１７年度改正規則附則第７項の規定による俸給に関する状況を考慮して３６歳に満たない職員のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の第２８条第１項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成２４年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号

俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 10 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第70条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、又は第79条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは平成22年度改正規則附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務

の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規則第６０条第２項各号に定める額を除く）の月額（平成２２年度改正規則附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなか

った期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 俸
1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
8 級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2) 平成 2 3 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 を乗じて得た額並びに同年 1 2 月 1 日において減額改定対象職員であ

った者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（俸給の半減）

- 11 当分の間、第64条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

（実施規定）

- 12 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成25年3月8日駐労規第2号〕

この規則は、平成 2 5 年 3 月 8 日から施行する。

附則〔平成 2 5 年 3 月 2 6 日駐労規第 3 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条、第 1 5 条、第 1 6 条第 2 項、第 1 7 条第 1 項、別表第 3、別表第 4 及び別表第 7 の規定は平成 2 4 年 2 月 1 日から適用し、改正後の第 4 7 条、別表 1 0 及び別表第 1 2 の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 2 5 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 2 平成 2 5 年 4 月 1 日において、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成 1 8 年駐労規第 1 0 号）附則第 7 項の規定による俸給に関する状況を考慮して 3 9 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 1 9 年 1 月 1 日、平成 2 0 年 1 月 1 日及び平成 2 1 年 1 月 1 日の第 2 8 条第 1 項の規定による昇給その他号俸の決定の状況及び平成 2 4 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して

調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附則〔平成25年12月3日駐労規第7号〕

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附則〔平成26年2月27日駐労規第1号〕

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附則〔平成26年3月24日駐労規第4号〕

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

2 平成26年4月1日において、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年駐労規第10号）附則第7項の規定による俸給に関する状況を考慮して45歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条第1

項の規定による昇給その他号俸の決定の状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附則〔平成26年12月8日駐労規第9号〕

改正〔平成30年3月30日駐労規第3号〕

改正〔令和7年3月27日駐労規第5号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年12月8日から施行する。

ただし、改正後の第57条、別表第1、別表第8及び別表第8の2の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第73条第2項の規定は平成26年11月21日から適用する。

（昇格時号俸対応表改正に関する経過措置）

- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日

までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年駐労規第4号）第2項の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の別表第8の規定による号俸に達しない職員の、当該適用及び異動の日における号俸については、この規則による改正後の別表第8の規定にかかわらず、改正前の別表第8の規定による号俸とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によるこ

とができる。

（平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

- 4 平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

附則〔平成 27 年 3 月 30 日駐労規第 7 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年度改正規則附則第3項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「特定職員」という。））にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定め

るところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 6 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する第70条第5項（第73条第2項において準用する場合及び第80条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第70条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と前3項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（広域異動手当に関する特例）

- 7 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員

の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第63条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 8 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第63条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附則〔平成27年6月30日駐労規第16号抄〕

（施行期日）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附則〔平成28年3月3日駐労規第2号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行する。ただし、改正後の第51条第2項、別表第1及び第11の規定は平成27年4月1日から、改正後の第73条第2項の規定は平成27年12月1日から、改正後の第60条第2項の規定は平成28年4月1日からの適用とする。

(地域手当に関する特例)

- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第51条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、同項第2号中「100分の15」とあるのは「100分の14」と、同項第4号中「100分の12」とあるのは「100分の10」とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正

後の第73条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(実施規定)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成28年12月5日駐労規第11号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月5日から施行する。

ただし、改正後の別表第1、別表第8、別表第8の2及び別表第11の規定は平成28年4月1日から、

改正後の第 7 3 条第 2 項の規定は平成 2 8 年 1 2 月 1 日から、改正後の第 4 8 条第 1 項から第 3 項並びに第 4 9 条第 1 項並びに第 5 0 条第 1 項及び第 2 項の規定は平成 2 9 年 4 月 1 日からの適用とする。

(昇格時号俸対応表改正に関する経過措置)

2 平成 2 8 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動があった職員のうち、この規則による改正後の別表第 8 の規定による号俸に達しない職員の、当該適用及び異動の日における号俸については、この規則による改正後の別表第 8 の規定にかかわらず、改正前の別表第 8 の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動の

あった職員のうち、前項の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例）

４ 平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の第７３条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」と、同項第２号中「１００分の４０」とあるのは「１００分の４２．５」と、「１００分の５０」とあるのは「１００分の５２．５」とする。

（給与の内払）

５ 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に

関する特例)

6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第48条第1項ただし書及び第50条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第48条第3項、第49条及び第50条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」とい

う。) については 1 人につき 6, 5 0 0 円 (職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9, 0 0 0 円)」と、第 4 9 条第 1 項中「扶養親族 (9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、9 級以上職員から 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨 (新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第 1 号中「場合 (9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 2 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 9 級以上職

員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第50条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係

るものがないときはその職員が 9 級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第 1 項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9 級以上職員以外の職員から 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係

るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級以上職員にあつて

は、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第48条第1項ただし書及び第50条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第48条第3項、第49条及び第50条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第49条第1項中「扶養親族（9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9级以上職員から9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあ

り、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第50条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、

「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第

2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 8 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間は、改正後の第 4 8 条第 1 項ただし書並びに第 5 0 条第 2 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、改正後の第 4 8 条第 3 項、第 4 9 条及び第 5 0 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 級以上」と、「8 級職員」とあるのは「8 級以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、第 4 9 条第 1 項中「扶養親族（9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9 級以上職員から 9 級以上職員以外の職員とな

った職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第50条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同

項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「8 級職員が 8 級職員及び 9 級以上職員」とあるのは「8 級以上職員が 8 級以上職員」と、同項第 6 号中「8 級職員及び 9 級以上職員」とあるのは「8 級以上職員」と、「が 8 級職員」とあるのは「が 8 級以上職員」とする。

（実施規定）

- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則〔平成 29 年 1 月 26 日駐労規第 1 号〕

(施行期 日)

- 1 この規則は、平成 2 9 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 9 の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

(実施規定)

- 3 前項に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 [平成 2 9 年 9 月 2 9 日駐労規第 1 0 号]

(施行期 日)

この規則は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則 [平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日駐労規第 1 3 号]

(施行期 日 等)

- 1 この規則は、平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日から施行する。
ただし、改正後の別表第 1 及び別表 1 1 は平成 2 9 年 4 月 1 日から、改正後の第 7 3 条第 2 項の規定は平成 2 9 年 1 2 月 1 日からの適用とする。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第73条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において第28条の規定により昇給した職員の平成30年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同

日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

(実施規定)

- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日駐労規第 1 2 号]

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

ただし、第 2 条の規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の別表第 1 及び別表第 1

1 は平成 3 0 年 4 月 1 日から、同条の規定による改正後の第 7 3 条第 2 項の規定は平成 3 0 年 1 2 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(事務補助員の給与の改定)

- 4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成30年駐労規第4号）第1条に規定する事務補助員に係る同規則第6条の日額単価の改定は、平成30年4月1日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

（実施規定）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔平成31年3月28日駐労規第3号〕

（施行期日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年12月9日駐労規第2号〕

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和元年12月9日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の別表第1は、平成31

年 4 月 1 日から、同条の規定による改正後の第 7 3 条
第 2 項の規定は、令和元年 1 2 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（事務補助員の給与の改定）

- 4 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成 3 0 年駐労規第 4 号）第 1 条に規定する事務補助員に係る同規則第 6 条の日額単価の改定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

（実施規定）

- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [令和 2 年 3 月 3 1 日駐労規第 7 号]

（施行期日）

- 1 この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則 [令和２年１２月１日駐労規第１７号]

この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

附 則 [令和２年１２月１日駐労規第１８号]

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則 [令和４年３月２８日駐労規第８号]

(施行期日)

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に６箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、給与規則第５９条第２項、給与規則運用方針第５７条関係第１２項及び同運用方針第５９条関係第８項（第２号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお、従前の例によることができる。

附 則 [令和 4 年 5 月 3 1 日駐労規第 1 1 号]

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この規則による改正後の給与規則第 7 0 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（第 8 0 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同月前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた

額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 特定管理職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

3 令和3年12月に一般職の職員の給与に関する法律

(昭和25年法律第95号)もしくは防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)

(以下この項において「一般職給与法等」という。)

の規定に基づき期末手当を支給された者に対する附則第2項の規定の適用については、一般職給与法等の適用を受ける者との権衡を考慮するものとする。

- 4 附則第2項に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施規定)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則〔令和4年8月30日駐労規第14号〕

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則〔令和4年9月16日駐労規第16号〕

改 正〔令和7年3月27日駐労規第5号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の俸給月額については、理事長が別に定めるもののほか、一般職給与法附則第8項から第16項までの例に準ずる。

- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員（国家公務員法等の一部を改正する法律附則第7条第1項に規定する「暫定再任用短時間勤務職員」をいう。）

に関する経過措置については、理事長が別に定めるもののほか、国家公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）第 7 条第 1 項から第 7 項、第 1 0 項並びに第 1 1 項の例に準ずる。

附 則〔令和 4 年 9 月 3 0 日駐労規第 2 0 号〕

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 給与規則第 2 3 条の規定による昇格については、職員を昇格させようとする日以前における直近の連続した 2 回の能力評価及び 4 回の業績評価の全体評語の全部又は一部が、令和 4 年 9 月 3 0 日までのいずれかの評価期間（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の人事評価の実施に関する規則（平成 2 2 年駐労規第 1 2 号）第 5 条第 3 項又は第 4 項に規定する評価期間をいう。）に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員の昇格については、なお従前の例による。

- 3 令和 5 年 1 月 1 日に行う同規則第 28 条の規定による昇給については、なお従前の例による。
- 4 令和 4 年 12 月に支給する同規則第 73 条の規定による勤勉手当については、なお従前の例による。
- 5 前 3 項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則〔令和 4 年 11 月 29 日駐労規第 23 号〕

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和 4 年 11 月 29 日から施行する。
ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の別表第 1、別表第 8 及び別表第 8-2 は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時調整等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動の

あった職員のうち、改正後の給与規則の規定による号俸がこの規則による改正前の給与規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給与規則の規定による号俸とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要であると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

(事務補助員の給与の改定)

- 6 改正後の規定を独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成30年駐労規第4号）に適用する場合には、同規則第1条に規定する事務補助員に係る同規則第6条の日額単価の改定は、令和4年4月1日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

(実施規定)

- 7 前6項に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [令和5年3月29日駐労規第4号]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 [令和5年11月30日駐労規第6号]

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年11月30日から施行する。
ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の別表第1、別表第8及び別表第8－2は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時調整等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の給与規則の規定による号俸がこの規則による改正前の給与規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給与規則の規定による号俸とするものとする。

4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との

均衡上必要であると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

（事務補助員の給与の改定）

- 6 改正後の規定を独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成30年駐労規第4号）に適用する場合には、同規則第1条に規定する事務補助員に係る同規則第6条の日額単価の改定は、令和5年4月1日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

（実施規定）

- 7 前6項に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [令和 6 年 3 月 1 9 日 駐 労 規 第 2 号]

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 7 年 1 月 1 5 日 駐 労 規 第 2 号]

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 1 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和 6 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の給与規則の規定による号俸がこの規則による改正前の給与規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における

号俸については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給与規則の規定による号俸とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要であると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（事務補助員の給与の改定）

- 6 第1条の規定による改正後の規定を独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構事務補助員給与規則（平成

30年駐労規第4号)に適用する場合には、同規則第1条に規定する事務補助員に係る同規則第6条の日額単価の改定は、令和6年4月1日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(実施規定)

7 前6項に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [令和7年3月27日駐労規第5号]

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(次項及び同表において「新号俸」とい

う。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 切替日に昇格、降格(以下この条において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして第

26条、第27条の2の規定を適用する。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号俸の調整）

- 5 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で第13条第2項の規定により職務の級を決定されたものその他理事長の定めるこれに準ずる者の切替日における号俸については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

6 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の第 4 8 条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が 8 級以上である職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者」

と、同条第 3 項中「1 3 , 0 0 0 円」とあるのは「1 1 , 5 0 0 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3 , 0 0 0 円とする」とする。

(令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当に関する経過措置)

7 切替日から令和 10 年 3 月 31 日までの間における
地域手当の月額は、改正後の第 51 条第 2 項の規定の
適用については、

「(2) 横田支部 100 分の 16

(3) 横須賀支部、座間支部 100 分の 12

(4) 京丹後支部 100 分の 8

(5) 呉分室 100 分の 4」

とあるのは

「(2) 横田支部 100 分の 15

(3) 横須賀支部 100 分の 11

(4) 座間支部 100 分の 12

(5) 京丹後支部 100 分の 4

(6) 呉分室 100 分の 2」

とする。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

8 切替日の前日までに改正前の第 52 条第 1 項に規定

する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する「暫定再任用職員」をいう。以下同じ。）を除く。）については、改正後の第52条第1項本文中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項第一号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項中

「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する

日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合」

とあるのは

「（２） 当該異動等の日から同日以後２年を経過する

日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合」

と、同条第２項中「者から」とあるのは「者が、」と、

「となった者又は第１項に規定する異動等に準ずるものとして理事長の定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

９ 改正後の第５７条第５項及び第６０条第３項の規定

は、切替日前に新たに職員となった者にも適用する。

（実施規定）

- 12 前 1 1 項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [令和 7 年 7 月 1 8 日駐労規第 1 1 号]

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 懲役又は禁錮に処せられた者に係るこの規則による改正後の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規則による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定

められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則 [令和 7 年 7 月 1 8 日 駐 労 規 第 1 1 号]

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第24条第1項から第4項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で育児時間（同条第1項に規定する育児時間をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の規則第24条第3項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における育児時間の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更並びに同条第1項の規定による請求とみなす。

附則別表 号俵の切替表

旧号俵	新 号 俵							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

別表第1 俸給表(第6条関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				

定年 前門 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							

101	301,600	351,500								
102	301,900	351,900								
103	302,200	352,300								
104	302,500	352,700								
105	302,700	353,200								
106	303,000	353,600								
107	303,300	353,900								
108	303,600	354,200								
109	303,800	354,700								
110	304,200									
111	304,600									
112	304,900									
113	305,100									
114	305,300									
115	305,600									
116	306,000									
117	306,200									
118	306,400									
119	306,700									
120	307,000									
121	307,400									
122	307,600									
123	307,900									
124	308,200									
125	308,500									
定午前再任用短時間勤務職員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

別表第2 級別標準職務表（第7条関係）

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 本部の係長又は困難な業務を処理する主任の職務 2 支部の係長又は困難な業務を処理する主任の職務
4 級	1 本部の困難な業務を分掌する係の長の職務 2 支部の困難な業務を分掌する係の長の職務 3 専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門職の職務
5 級	1 支部の副支部長、課長若しくは分室長の職務又は困難な業務を処理する課長代理の職務 2 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門職の職務
6 級	1 本部の役代理及び課長代理の職務 2 支部長、困難な業務を所掌する支部の副支部長又は支部の困難な業務を所掌する課の長の職務 3 極めて高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門職の職務
7 級	1 本部の課の長及び室の長の職務 2 困難な業務を所掌する支部の長又は特に困難な業務を所掌する支部の副支部長の職務
8 級	1 本部の部の長、評価・監査役又は困難な業務を所掌する課の長の職務 2 特に困難な業務を所掌する支部の長の職務
9 級	本部の重要な業務を所掌する部の長の職務
1 0 級	本部の特に重要な業務を所掌する部の長の職務

別表第3 初任給基準表（第13条、第14条関係）

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	総合職（院卒）	2 級11号俸
		総合職（大卒）	2 級 1 号俸
		一般職（大卒）	1 級25号俸
		一般職（高卒）	1 級 5 号俸
	その他	高校卒	1 級 1 号俸

備考

- 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）にあつては「2級31号俸」と、博士課程修了（大学6卒後のものを除く。）にあつては「2級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「2級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。
- 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者には、次の表を適用する。

試 験	学歴免許等	初任給
採用試験	I 種	2 級 1 号俸
	II 種	1 級25号俸
	III 種	1 級 5 号俸
	A 種	1 級26号俸
	B 種	1 級15号俸

- 前項の表の試験欄の「I 種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）にあつては「2級31号俸」と、博士課程修了（大学6卒後のものを除く。）にあつては「2級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「2級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。
- 第1項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第16条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第17条第1項第1号の規定を適用する場合には、第5項又は前項の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもって、同号の経験年数とする。

別表第4 学歴免許等資格区分表（第15条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第5 経験年数換算表（第17条の2関係）

経	歴	換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100/100
	その他の期間	100/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	25/100 以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、50/100 以下）

別表第7 在級期間表（第23条関係）

職 務 の 級				
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
3	4	4	2	2

備考

総合職（院卒）、総合職（大卒）若しくは一般職（高卒）の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、総合職（院卒）又は総合職（大卒）の結果に基づいて職員となった者にあつては「0」と、一般職（高卒）の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

別表第8 昇格時号俸対応表(第26条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		

44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						

95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

備考 この表の昇格後の号俸中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8の2 降格時号俸対応表(第27条の2関係)

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			

44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	85	85				
69	93	125	109	85	85				
70	93	125	109	85	85				
71	93	125	109	85	85				
72	93	125	109	85	85				
73	93	125	109	85	85				
74	93	125	109	85					
75	93	125	109	85					
76	93	125	109	85					
77	93	125	109	85					
78	93	125	109	85					
79	93	125	109	85					
80	93	125	109	85					
81	93	125	109	85					
82	93	125	109	85					
83	93	125	109	85					
84	93	125	109	85					
85	93	125	109	85					
86	93	125							
87	93	125							
88	93	125							
89	93	125							
90	93	125							
91	93	125							
92	93	125							
93	93	125							
94	93	125							

95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

備考

これらの表の降格後の号俸欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第8の3 7級以下職員昇給号俸数表（第30条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、その職務の級が7級以下である職員に適用する。
- この表に定める上段の号俸数は給与規則第28条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8の4 8級以上職員昇給号俸数表（第30条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	2	1	0	0	0

備考

この表は、その職務の級が8級以上である職員に適用する。

別表第9 休職期間等換算表（第42条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
国家公務員法第79条第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3／3 以下
人事院規則11－4第3条第1項第5号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は補償法に規定する通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
勤務時間規則第11条に規定する介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	2／3 以下
国家公務員法第79条第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は補償法の規定する通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（補償法に規定する通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1／3 以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、1／2 以下）
人事院規則11－4第3条第1項第5号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は補償法に規定する通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1／3 以下
国家公務員法第79条第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3／3 以下

備考 交流派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先企業において就いていた業務を機構の業務とみなす。

別表第10 俸給の特別調整額支給表（第47条、第69条関係）

組 織	職	区 分
本部	部長	1 種
	評価・監査役	2 種
	課長	2 種（理事長の定めるものにあつては、1 種又は3 種）
	室長	3 種（理事長の定めるものにあつては、2 種）
支部	支部長	2 種（理事長の定めるものにあつては、1 種、3 種又は4 種）
	副支部長	3 種（理事長の定めるものにあつては、4 種）
	課長	4 種（理事長の定めるものにあつては、3 種又は5 種）
	呉分室長	5 種

別表第11 俸給の特別調整額表（第47条関係）

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
10級	1種	139,300円
9級	1種	130,300円
	2種	104,200円
8級	1種	117,500円
	2種	94,000円
	3種	82,200円
7級	2種	88,500円
	3種	77,400円
	4種	66,400円
6級	3種	72,700円
	4種	62,300円
	5種	51,900円
5級	4種	59,500円
	5種	49,600円
4級	4種	55,500円
	5種	46,300円

別表第12 俸給の特別調整額表（第47条関係）

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
10級	1種	133,600円
9級	1種	112,900円
	2種	90,300円
8級	1種	99,800円
	2種	79,800円
	3種	69,800円
7級	2種	72,900円
	3種	63,800円
	4種	54,700円
6級	3種	56,200円
	4種	48,200円
	5種	40,100円
5級	4種	44,300円
	5種	36,900円
4級	4種	41,900円
	5種	34,900円

別表第6 経験年数調整表（第17条の2関係）

学歴区分（甲）	学歴免許等の区分															
	基準学歴区分			学歴区分（乙）												
	大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了 （大学6卒後のものに 限る。）	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+ 5年	+6.5年	+ 9年	- 1年		+ 3年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	+ 6年	+6.5年	+ 8年	+ 8年	+ 9年	+ 10年
修士課程修了	+ 2年	+3.5年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
専門職学位課程修了	+ 2年	+3.5年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学6卒	+ 2年	+3.5年	+ 6年	- 4年	- 3年				+ 1年	+ 2年	+ 3年	+3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学専攻科卒	+ 1年	+2.5年	+ 5年	- 5年	- 4年	- 1年	- 1年	- 1年		+ 1年	+ 2年	+2.5年	+ 4年	+ 4年	+ 5年	+ 6年
大学4卒		+1.5年	+ 4年	- 6年	- 5年	- 2年	- 2年	- 2年	- 1年		+ 1年	+1.5年	+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年
短大3卒	- 1年	+0.5年	+ 3年	- 7年	- 6年	- 3年	- 3年	- 3年	- 2年	- 1年		+0.5年	+ 2年	+ 2年	+ 3年	+ 4年
短大2卒	- 2年	-0.5年	+ 2年	- 8年	- 7年	- 4年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1年	-0.5年	+ 1年	+ 1年	+ 2年	+ 3年
短大1卒	- 3年	-1.5年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	-1.5年			+ 1年	+ 2年
高校専攻科卒	- 3年	-1.5年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	-1.5年			+ 1年	+ 2年
高校3卒	- 4年	-2.5年		- 10年	- 9年	- 6年	- 6年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3年	-2.5年	- 1年	- 1年		+ 1年
高校2卒	- 5年	-3.5年	- 1年	- 11年	- 10年	- 7年	- 7年	- 7年	- 6年	- 5年	- 4年	-3.5年	- 2年	- 2年	- 1年	
中学卒	- 7年	-5.5年	- 3年	- 13年	- 12年	- 9年	- 9年	- 9年	- 8年	- 7年	- 6年	-5.5年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について理事長が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、理事長が別に定めるところによる。